



### サヨナラ定例町議会

## 第二回追加更正予算など可決 教育委員に城山吉弥氏

現議員のサヨナラ定例町議会は、去る九月二十九日に開かれ、期十四日間の慎重審議で、第二回追加更正予算・昭和三十三年度決算、印鑑条例の全部改正など十三件をいずれも原案どおり可決し、さらに諮議四件・陳情二件を採択して十月十二日に閉会いたしました。以下、その結果を簡単に報告します。

#### 教育委員任命の同意

教育委員岡島信勝氏は、九月三十日をもって任期満了となり、後任には我孫子一、九〇五番地の城山吉弥氏を任命することに同意しました。なお、城山吉弥氏は、十月一日付をもって教育委員に任命されました。

#### 一般職の給与と関係する条例の一部改正

国家公務員の給与制度が改正されましたので、本町もこれに準じて給与改正しました。こんどの改正は、暫定手当（本俸の五分）の本俸繰り入れと、初任給一万七千三百円までに対して百円から千円の範囲内での引き上げを行ったものであります。



#### 手数料徴収条例の一部改正

現行の条例では手数料の種類がはつきりしていませんので、これを明確にしたものです。

#### 印鑑条例の全部改正

最近、他の市町村で印鑑証明についての事件等が相次ぎていきますので、印鑑証明が適正かつ確実に発行できるように改正したものです。この改正は皆さんに大いに関係のあることですので、号を変えて詳しくお知らせします。

#### 財政事情の作成及び公表に関する条例の一部改正

これまでは暦年により二月一日と八月一日の二回に財政事情の公表を行っていましたが、暦年では事務的に複雑ですのでこれを会計年度に改め、四月一日から九月三十日までを上半年として十一月一日に、十月一日から翌年の三月三十一日までを下半年として五月一日に公表を行うことにいたしました。

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正  
今年の四月一日から発足

#### 手続料徴収条例の一部改正

進母体となる国民健康保険運営協議会委員の報酬を月額五百円と定めしました。

#### 才二回追加更正予算

今回の追加額は四百七十七万二千円で、これまでの分と合わせると一億一千九百九十七万二千二百円になります。追加のおもなる財源は、町税の二百万円、繰越金の百六十一万一千円、寄附金の三十万円で、その他もなるものは、職員給与改訂による人件費、恩給・共済・退職手当組合の負担金、七ヶ台山の水防活動費用、教育関係経費、国民年金取扱経費、予防接種、町議会議員選挙費等に使われます。

#### 才一回公益質屋特別会計追加更正予算

給与改正にともなう内部的な操作だけです。

#### 才一回国民健康保険特別会計追加更正予算

今回の追加額は一万七千円で、当初予算と合わせると四百七十六万九千円となります。財源はごみ取り

#### 処理手数料で、これをごみ捨場立木補償等に充足。昭和三十三年度決算

（一）一般会計決算  
予算現額は歳入歳出とも一四四、一七八、二六三円  
決算額は

歳入  
一三、一六五、九七六円  
一〇九、〇二〇、七二〇円  
歳入歳出差引残額は  
四、一四五、二五六円  
となります。この残額は、一〇〇、〇〇〇円を財政調整積立金に入れ

四、〇四五、二五六円を三十四年度へ繰越しました。  
（二）公益質屋特別会計決算  
予算現額は歳入歳出とも三、八四八、〇〇〇円  
決算額は

歳入四、二〇四、三八〇円  
歳出三、八〇六、四四〇円  
歳入歳出差引残額は  
三九七、九四〇円  
となり、この残額は三十四年度へ繰越しました。

（三）都市計画事業特別会計決算  
予算現額は歳入歳出とも二、七五五、〇〇〇円  
決算額は

歳入 六七九、五二二円  
歳出 一五四一、九一九円  
歳入歳出差引残額は  
一三七、五九三円  
となり、この残額は三十四年度へ繰越しました。

（四）兵庫県西宮市門戸東町一番地の岡山二郎氏から布佐宮作一、一八二番地の中山林孝政氏から九番地の小學校敷地として寄付するおね出しがあり、これをこの際受け入れることになりました。

町議会事務局設置条例  
議会活動を能率化し、その機能をよりよく発揮するために事務局を設置したものです。

町議会事務局設置条例  
議会活動を能率化し、その機能をよりよく発揮するために事務局を設置したものです。

## あなたの一票が 町をよくします

### 選挙は公明に

十一月十五日に行われる町議会議員選挙は、はからずも公明選挙強調週間（十一月五日―十一月十五日）に行われます。

選挙は私たちが私たちの代表者を選ぶことです。自分自身の意思に従い、義理や人情にとらわれずに候補者の人格や良識を見極めて自由で選ぶようにしましょう。

悪質な候補者になり、選挙運動中に金品をばらまいたりする方がいますが、これは入学試験の裏口入学をしようとするのと同じことですから、このようなことにより清い一票を無効にしませんよう公明選挙に協力してください。

選挙人名簿に登録されないと投票できません。選挙人名簿に登録された方は、十一月十五日の町議会議員選挙の有権者は、昭和十四年十一月六日以前に生れた方、今年八月六日以前に引き続き本町に在住されている方です。この選挙の入場券は、十一月一日ごろまでに皆さんのお手元に届くよう準備を進めていますが、そのころまでに入場券が届かない方は、選挙人名簿に登録

されていない方です。十一月六日から十一月八日までの午前八時三十分から午後五時までに選挙管理委員会に補充選挙人名簿登録申請をください。用紙は選挙に用意してありますので、印章を忘れずに持参してください。

補充選挙人名簿の縦覧  
補充選挙人名簿は、十一月五日の町議会議員選挙の日時および場所の次におりです。補充選挙人名簿は、必ず期間内に名簿を縦覧して間違いなく登録されたかどうか確認してください。もしその際に間違いや漏れ等がございましたら、その場で係に申し出てください。

不在投票をなされる方は、官公庁・会社・事業場等の長、病院院長などの証明書が必要で、正当な理由により証明書に提出できない場合は、疎明書が必要です。

不在投票をなされる方は、官公庁・会社・事業場等の長、病院院長などの証明書が必要で、正当な理由により証明書に提出できない場合は、疎明書が必要です。

不在投票をなされる方は、官公庁・会社・事業場等の長、病院院長などの証明書が必要で、正当な理由により証明書に提出できない場合は、疎明書が必要です。

不在投票をなされる方は、官公庁・会社・事業場等の長、病院院長などの証明書が必要で、正当な理由により証明書に提出できない場合は、疎明書が必要です。

不在投票をなされる方は、官公庁・会社・事業場等の長、病院院長などの証明書が必要で、正当な理由により証明書に提出できない場合は、疎明書が必要です。

不在投票をなされる方は、官公庁・会社・事業場等の長、病院院長などの証明書が必要で、正当な理由により証明書に提出できない場合は、疎明書が必要です。

不在投票をなされる方は、官公庁・会社・事業場等の長、病院院長などの証明書が必要で、正当な理由により証明書に提出できない場合は、疎明書が必要です。

不在投票をなされる方は、官公庁・会社・事業場等の長、病院院長などの証明書が必要で、正当な理由により証明書に提出できない場合は、疎明書が必要です。

北西支所  
不在投票



選挙人名簿にのつていなければ投票はできません。もれている人、かならず補充名簿に申請しましょう。

よく見  
よく聞  
よく考え  
よく話し

義理や人情にとらわれず、お金の誘惑にまどわされず、自分の自由な意思で選びましょう。

政治を行うのは、わたくしたちが自分て選挙した代表者です。立派な代表者を選びましょう。

政治を行うのは、わたくしたちが自分て選挙した代表者です。立派な代表者を選びましょう。

### 11月15日は町議選挙日

十一月十五日  
日  
十一月十一日まで  
町選挙管理委員会  
および布佐、湖

